○○○デイサービスセンター（事業署名）運営規程

指定通所介護と総合事業の介護予防通所介護相当サービスを一体的に実施する場合の運営規程

（事業の目的）

第１条　□□□法人（法人名）が開設する○○○デイサービスセンター（事業署名）（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び、三田市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業のうち、指定介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その意思及び人格を尊重し、当該利用者の立場に立った適切な通所介護又は介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（通所介護の運営方針）

第２条　指定通所介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の社会参加の機会の提供及び家族の介護負担軽減を目指すものとする。

２　指定訪問介護事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようにその目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状態等を把握し、利用者の所在する市町村、サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（介護予防通所介護相当サービスの運営方針）

第３条　介護予防通所介護相当サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するようにその目的を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状態等を把握し、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、その他のサービス事業者、地域包括支援センター及び高齢者支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　○○○デイサービスセンター（事業署名）

（２）　所在地　三田市△△△・・・（事業所の住所）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１人（常勤、兼務可）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）　生活相談員　○人以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う。

（３）　介護職員　○人以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な通所介護サービスの提供を行う。

（４）　看護職員　○人以上

　　　　　看護職員は、利用者の健康管理等を行う。

（５）　機能訓練指導員　○人以上

　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日まで。

ただし、（祝日及び）○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　○○：○○　～　○○：○○　とする。

（３）サービス提供時間

１単位目；○○：○○　～　○○：○○　とする。

　２単位目；○○：○○　～　○○：○○　とする。

（４）電話等により、２４時間、常時連絡が可能な体制を取る。

（通所介護サービスの利用定員）

第７条　事業所の利用者の定員は、通所介護と介護予防通所介護相当サービスを合わせて、次のとおりとする。

　　・１単位目の定員　○○人

　　・２単位目の定員　○○人

（通所介護サービスの内容）

第８条　通所介護サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供するものとする。

（１）日常生活の介護及び支援

（２）機能訓練

（３）健康状態の確認

（４）食事の提供

（５）入浴サービス

（６）アクティビティ・サービス

（７）送迎

（８）その他介護に関する相談・助言

（通所介護サービスの内容及び利用料の額等）

第９条　通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は「三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とする。各サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの間に要した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から片道１キロメートルあたり○〇円を徴収する。

４　食事の提供に要する費用は、○○円を徴収する。

５　おむつ代は、○○円を徴収する。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　通所介護に通常要する時間を超える利用料は、１時間当たり○○円とする。（通所介護のみ）

８　第２項から前項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

※各市町での指定が必要です！

　通所介護：三田市、○○市、○○町･･･

　介護予防通所介護相当サービス：三田市、○○市、○○町･･･

（衛生管理等）

第１１条　通所介護サービスに利用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど衛生管理に十分留意するものとする。

２　通所介護サービス従事者に対して感染症等に関する基礎知識の修得に努めるとともに、年○回以上の健康診断を受診させるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　従業者は、通所介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第１３条　事業所は、通所介護サービスの提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　当事業所は、前項の事故及び事故に際して採った処置について記録する。

３　当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１５条　従業者は、利用者に対し、従業者の指示に従ってサービス利用を行うよう指示する。

２　従業者は、事前に、利用者に対し、次の点に留意するよう指示する。

（１）主治医からの指示事項等がある場合には申し出ること。

（２）気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。

（３）体調不良によりサービス利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがあること。

（非常災害対策）

第１６条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第１７条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、併せて、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修採用後○か月以内

（２）　継続研修年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、通所介護サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存する。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、□□□法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。